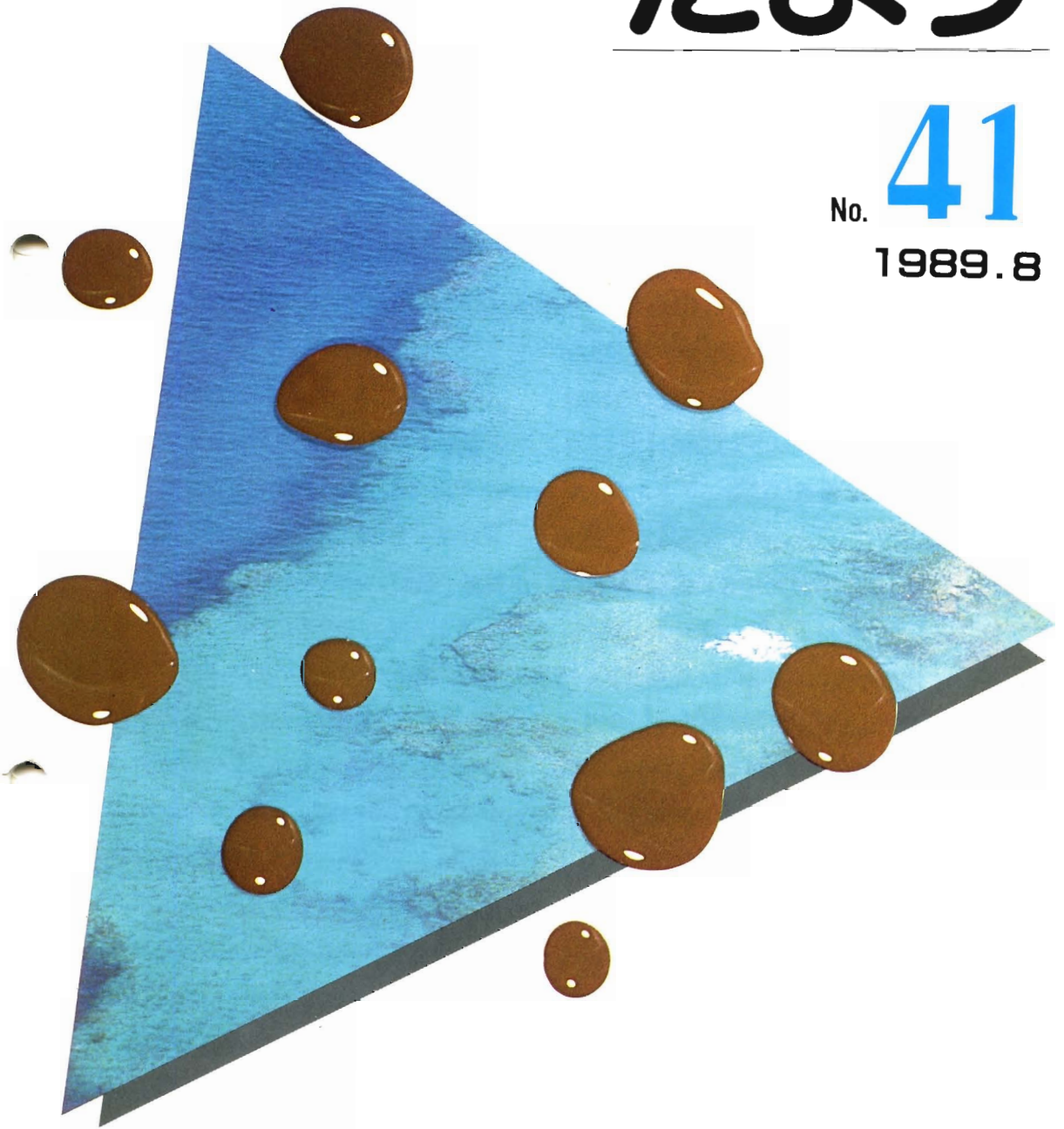

油濁基金 だより

No. **41**
1989.8



財団法人 漁場油濁被害救済基金



平成元年3月12日に沖縄県本島南部地区の糸満漁協地先の岩場に点々と打上った油。

目 次

(寄稿)

現行類似制度の比較検討(最終回)	小賀野 晶一	1
------------------	--------	---

(随想)

油濁事故の思い出	元油濁基金理事 秋山 博一	6
----------	---------------	---

(基金記事)

昭和63年度事業の概要	8
-------------	---

昭和63年度漁場油濁被害発生図	13
-----------------	----

昭和63年度漁場油濁被害状況一覧表	14
-------------------	----

原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告(その2)	20
------------------------------	----

中央審査会の動き	31
----------	----

労務費及び漁船用船費の改訂	34
---------------	----

評議員の委嘱について	34
------------	----

中央審査会委員の改選について	35
----------------	----

(官庁等人事異動)	36
-----------	----

(編集後記)

(人物紹介)

東京都漁連／総務部総務課 森光 信之

現行の類似制度の比較検討（最終回）

— 漁場油濁問題調査検討会関連資料 —

秋田大学助教授 小賀野 晶 一

II. 公害健康被害補償制度改革

中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」（昭和61年10月30日）によると改革の骨子は次の通りである。（31用文献中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」昭和61年10月30日）

1 審議の基本姿勢

「本制度発足から今日まで12年を経過するが、本制度は、公害健康被害者の救済と、他の諸施策とあいまって賦課対象汚染物質である硫黄酸化物の減少をもたらしたことによって、我が国の公害対策に貢献してきた。しかし、その間の我が国の大気汚染の状況をみると、硫黄酸化物による汚染は改善される一方、窒素酸化物及び大気中粒子状物質の汚染は、ほぼ横ばいで推移するなど態様に変化がみられる。環境庁は、こうした大気汚染の態様の変化を踏まえ、大気汚染と健康被害との関係の検討に資するため各種の調査を実施してきたが、昭和58年11月、その結果を取りまとめ、中央公害対策審議会に報告するとともに、今後における公害健康被害補償法の第1種の在り方について諮問した。

大気汚染による公害から国民の健康を守

るためには、大気汚染の発生源規制等により健康被害をもたらすことのない環境を確保すること、大気汚染による健康への影響が考えられる場合には、被害の予防又は健康回復を図る措置等によりそうした影響の発現を予防すること、さらに、大気汚染による健康被害が著しい場合には、本制度を活用してその損害を填補すること等により被害者の救済を図ることなど、大気汚染の状況及び健康被害の状況に応じて様々な対策が考えられ、適宜に適切な対策が講じられることが基本である。

当審議会は、現在の大気汚染の状況、その健康への影響に関する科学的知見等を踏まえ、大気汚染から国民の健康を守るため、公害健康被害補償法第1種地域の在り方を含め、どのような対策が講じられるべきかについて、各方面の意見を聴取しつつ審議を行った結果、以下の結論を得たので、答申するとともに当審議会の意見を具申する。」

2 大気汚染と健康被害に関する法的因果関係の考え方—近年の動向

「四大公害訴訟判決が相次いで出された当時は、公害被害が顕著であり、疫学的手法を用いての因果関係の判断が行われ、また、調査に現れた統計上の差異をもって因果関係の存否を判断し得るとするような考

え方も唱えられた。

しかしながら、四大公害訴訟以後、我が国の環境汚染の状況は、公害対策の効果も現れて逐次改善され、それに伴って、環境汚染と被害との法的因果関係を判断する場合における疫学的調査結果の役割も変化してきた。判例・学説の中にも、疫学的調査結果を証拠の一つとしながらも、疾病の発生に対する大気汚染の寄与度、大気汚染における排出原因者の寄与度、患者の喫煙等の諸要因をより一層考慮し、可能な限り個々の加害行為と被害との因果関係の存否及びその程度を認定した上で、損害賠償義務とその範囲について判断する考え方がみられるようになった。」

3 指定地域の今後の在り方

「〔略〕専門委員会報告から判断すると、現行41指定地域における大気汚染も含めて現在の我が国の大気汚染は、地域の有症率を決定する様々な要因の中で主たる原因をなすものとは考えられず、人口集団に対する大気汚染の影響の程度を定量的に判断することができない。したがって、個々の地域について、地域の患者をすべて大気汚染によるものとみなすこともできない、このような状況下において、地域指定を継続し、又は新たに指定して、地域指定の患者集団の損害をすべて大気汚染と因果関係ありとみなし、大気汚染物質の排出原因者にその填補を求めることは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなり、よって、現行指定地域については、その指定を

すべて解除し、今後、新規に患者の認定を行わないこととすることが相当と考える。

{略}

以上から判断するところ、現在の大気汚染の状況下においては、地域指定を継続し、又は新たに指定して、地域の患者集団の損害をすべて大気汚染と因果関係ありとみなし、大気汚染物質の排出原因者にその填補を求めることは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなり、よって、現行指定地域をすべて解除し、今後、新規に患者の認定を行わないこととすることが相当と考える。

むしろ、現在の大気汚染の状況下では、個人に対する個別の補償給付を行うのではなく、後述するような総合的に環境保健に関する施策を推進することが適当である。」

4 既被認定者について

「認定を受けている者（既被認定者）は、本制度において大気汚染と疾病との因果関係があるものとして認定された者であり、認定を受けた後に当該認定の前提となった指定地域が解除された場合であっても、当該指定地域の解除は、認定の効果には影響を及ぼさないものと考えらるべきであろう。したがって、都道府県知事等は、自ら認定した既被認定者に対し、認定が有効である間は、指定地域の解除後においても、補償給付を引き続き支給することが相当と考えられる。

また、認定の有効期間が満了した場合、本制度の認定の更新の趣旨を踏まえれば、

当該疾病が治癒していない場合には、認定の更新を行うべきものと考えられる。

なお、その傷害等級等に応じた補償給付を継続して行い、また認定の更新等を行うため、指定解除後においても、公害健康被害認定審査会に相当する期間を設置する等、所要の経過措置を定めることが必要である。」

5 指定地域解除後の費用負担の考え方

「本制度は、指定地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染の原因である物質の排出状況等を勘案して、費用負担額を定めることとしている。しかし、指定地域がすべて解除されることとなった場合には、本制度上「指定疾病に影響を与える大気汚染の原因である物質」は、存在しないこととなる。そこで、既被認定者に係る費用については、既被認定者が過去の大気汚染の影響を受けたものであることを勘案した上で、これらの者に係る費用負担の仕組みを考えることとなる。この場合において、固定発生源と移動発生源の費用負担割合については、従来8対2とされてきたところであり、制度上指定地域解除前の大気汚染の影響によるものと考えられる既被認定者に係る補償給付等の費用についても、8対2の負担割合によることが適当である。」

6 固定発生源に係る費用負担

「固定発生源に係る賦課徴収方式については、(1)各前年の硫黄酸化物排出量を基準にして賦課する方式、(2)過去の硫黄酸化物累積排出量を基準にして賦課する方式、(3)解除時の硫黄酸化物排出量を基準にして賦

課する方式、の3案を考えることができる。

適切な案の選択

既被認定者に係る費用の負担方法については、大気汚染の原因者が、その寄与の程度に応じて費用を負担するという本制度の考え方を基本に考えることが必要であり、理論的には過去の大気汚染による健康被害者に係る費用を過去の汚染物質排出量に着目して賄う(2)案が本制度の考え方に合致するものと考えられる。しかしながら、現在の補償給付における負担方法との連続性、汚染防除のインセンティブ、各事業者の費用負担額決定の容易性等の要素も勘案する必要があろう。

当審議会としては、(2)案を基本としつつ、指定解除によって大気汚染が進行することのないよう汚染防除のインセンティブに留意するとともに、負担の公平等に配慮した実現可能な仕組みを考えていくことが適当であると考え。」

7 移動発生源に係る費用負担

「指定地域がすべて解除される場合においては、解除時以前又は解除時に走行していた自動車をとらえ、その時点の所有者に直接の汚染原因者としての負担を求めることは不可能である。すなわち、新車の平均保有期間は約5年であり、仮に当時の所有者に負担させることが可能であったとしても、数年後には費用負担者がいなくなることとなる。したがって、汚染原因者負担の原則に準じ、これらの者を含む集団として、毎年における自動車保有者の集団を考え、

これに負担を求めざるを得ないであろう。

これに加え、指定地域がすべて解除される場合には、既被認定者の補償給付に係る費用を賄うため新たな仕組みを設ける必要性が乏しいこと、制度発足以来自動車重量税から引当てを行ってきたこと等を考慮すれば、既被認定者の補償給付に係る費用については自動車重量税引当て方式が適当と考えられる。」

8 今後の環境保健に関する施策としては、

(1)環境保健に関する施策の充実、(2)健康被害防止事業の実施（環境保健事業、環境改善事業）、(3)調査、研究の推進、(4)環境保健サーベイランス・システムの構築が述べられている。

<参考>

中央公害対策審議会環境保険部会・大気汚染と健康被害との関係の評価等に関する専門委員会「大気汚染と健康被害との関係の評価等に関する専門委員会報告（概要）」（昭和61年4月）が公表された。

1 現状の大気汚染と慢性閉塞性肺疾患との関係の評価

「(1)慢性気管支炎の基本症状

以上から判断して、現状の大気汚染が地理的变化に伴う気象因子、社会経済的因子などの大気汚染以外の因子の影響を超えて、持続性せき・たんの有症率に明確な影響を及ぼすようなレベルとは考えられない。」

(2)気管支ぜん息の基本症状

{略}

① 児童のぜん息様症状・現在について

{略}

以上から判断して、現状の大気汚染が児童のぜん息様症状・現在や持続性ゼロゼロ・たんの有症率に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないと考える。しかしながら、大気汚染以外の諸因子の影響も受けており、現在の大気汚染の影響は顕著なものとは考えられない。

② 成人のぜん息様症状・現在に関しては、環境庁の2つの調査とも大気汚染との関連性はほとんど認められない。なお、気管支ぜん息の有症率は老人期に増加することが知られているが、これに関し、例えば調査Bにおいて50歳以上の女で二酸化硫黄との間に有意な相関が認められている。

以上から判断して、現在の知見から現状の大気汚染が成人のぜん息様症状・現在の有症率に相当の影響を及ぼしているとは考えられない。」

2 現状の大気汚染と慢性閉塞性肺疾患との関係の評価について、次のような結論を出した。

「1 (1)通常、現状の大気汚染も、過去の大気汚染の場合と同じく、そのほとんどが化石燃料の燃焼によるものである。したがって、現在でも我が国の大気汚染は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び大気中粒子状物質の3つの汚染物質で代表しておいても大きな過ちを来すことはないとする。しかし、燃料消費事情、汚染対策、発生源の変化、特に交通機関の構造変化によって、我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大

気粒子状物質が特に注目される汚染物質であると考えられる。(2)現在の大気汚染が総体として慢性閉塞性肺疾患の自然史に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないと考える。しかしながら、昭和30～40年代においては、我が国の一部地域において慢性閉塞性肺疾患について、大気汚染レベルの高い地域の有症率の過剰をもって主として大気汚染による影響と考え得る状況にあった。これに対し、現在の大気汚染の慢性閉塞性肺疾患に対する影響はこれと同様のものとは考えられなかった。

2 我が国の大気汚染と慢性閉塞性肺疾患の評価に伴って、本専門委員会は次のことに留意すべきであるとする。

- (1) 検討の対象としたのは、主として一般環境の大気汚染の人口集団への影響に関するものである。したがって、これよりも汚染レベルが高いと考えられる局地的汚染の影響は、考慮を要するであろう。
- (2) 従来から、大気汚染に対し感受性の高い集団の存在が注目されてきている。そ

のような集団が比較的少数にとどまる限り、通常の人口集団を対象とする疫学調査によっては結果的に見逃がされる可能性のあることに注意せねばならない。」

(参考文献)

野村好弘「公害健康被害補償制度の改革(上)」法律のひろば昭和61年12月号、昭和62年1月

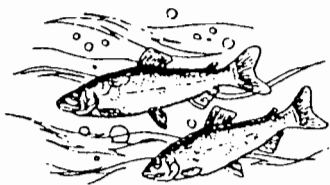
公害健康被害補償制度の改革

答申後の動きは次の通り。

環境庁は、昭和62年2月13日答申に基づき、公害健康被害補償法の一部改正案を予算関連法にして第108回通常国会に提出したが、継続審議となった。

昭和62年9月18日、公害健康被害補償法改正案(公害健康被害補償法の一部を改正する法律)が第109回臨時国会で可決成立した。同9月26日改正法が公布され、公布の日から3月を越え6月を越えない範囲内に施行されることになった。

(終り)



油濁事故の思い出

元油濁基金理事

秋山博一

元来、思い出というものは、波乱万丈の末に大きな仕事をやり遂げたとか、逆に大失敗をやらかしてしまった、というような話しが面白く、教訓にもなるのである。また小功もなく大過もなく、淡々と人生を過ごしてきた人のも味合い深いものがある。だが私のそれは、そのいずれでもない。ただただ平凡に、2年余の短い期間を過ごしてきただけだから、思い出といっても、書けるような話などあるものではない。

しかし、どんな平凡な人間でも、過去があつての現在だから、過去の記憶を持っている。親しい本誌の編集者から、それを書いてくれといわれれば、無下に断ることも出来ず、敢えて、恥も外聞もなくワープロに向かう次第である。

何時の年であったか、冬の真っ盛りに広島へ出張したことがある。忘れっぽい質だから何の仕事であったかは知らないが、仕事が終了して、いざ帰ろう、というときである。東京から電話だという。同行の三木さんが出て、話を聞いたところ、魚島(愛媛県)へ行けとのこと。油が流れてノリ漁場が汚れ、被害が発生したから調べてこい、ということである。

油濁の重要仕事として、被害現場にいて被害状況を確認する仕事がある。確認と

いっても、ただ目でみるだけでない。真冬の海に出て、海中のノリ網を掴んで揺さぶって油の出具合いをみたり、つまみ上げて油臭を嗅いだりする。濡れた手が冷たい風にさらされて、すっかりかじかんでしまい、全く感覚がなくなることは、毎度である。

それだけでなく、私のように不器用なもの、ノリ網を掴んだはよいが、激しい潮流に船が流され、船縁から身を乗り出しているから海に落ちそうになることもしばしばである。内湾内海の潮流があんなに激しいとは夢にも思わなかった。

オイルボールが砂浜に打ち上げられた場合には、その範囲の確認や防除清掃作業の立合いがある。真夏の沖縄に行ったときのことだ。熱い砂浜にしゃがんで、キラキラする日光にさらされ、黙々とオイルボールの一つ一つを拾っている漁協組合員や婦人部員の姿を見ていると、とても日陰にはいることなど出来はしない。だから自分も日光にさらされて歩き回る。帽子をと勧められたが、断わったことがあった。作業員の苦労を少しでも自分のものにと、真に殊勝な心がけであった。だがその晩、宿に帰って頭を洗おうとして、頭のとっぺんを擦ったら、とびあがるほど痛い。禿げ頭が日に焼けたのである。その後、殊勝な心がけは

打ち捨てて、帽子を被ることにした。凡人の情けないところである。

こうした苦労は、油濁にお世話になる前から、色々な人から聞いていたので、海に落ちそうになったり、頭頂が日焼けするなどのおかしなこともあったが、別に苦労とは考えなかった。いわば当り前の出来事と思っていたのである。

しかし、出張の途中で、しかもその終わり頃、まさか電話で次の場所へのお出張命令を受けるなどとは思わなかった。旅費の残りが幾らかあったから良いものの、全部使いきっていたらどうなるのだ、と思いながら魚島までの行程を調べ始めた。

地図だけ見ると、東京より広島の方が魚島には遥かに近い。だが時刻表をみるとむしろ東京の方が近いのである。試しに待ち時間を含めた最短時間を計算してみると飛行機タクシー利用で、羽田から松山経由で約3.5時間、内訳は航空機1.5時間、タクシー1時間、船1時間（ただし、チャーター船利用）である。広島からは約5時間である。

当時新幹線三原まで0.5時間、三原から船乗り換え2回3時間、船の待ち合わせ1.5時間、これにタクシーの乗車時間が加算される。

その時は時間の都合が悪く、三原に一泊して翌日船に乗って昼過ぎに到着した覚えがある。そして今でも残念と思っていることがある。

帰りに再び三原から新幹線になることと意思込んでいたので、同行の三木さんと相談して、たしか三原の船着場のロッカーに土産に貰った「生カキ」などをしまいこんで船に乗ったのである。魚島での用事を全部済まして帰ろうとすると、愛媛県漁連の担当者が船で松山へ出た方が早いし、体も楽だという。というわけで松山から航空機で帰京したのである。もちろん「生カキ」はそのままである。釣り落とした魚は、大きい、といわれるが、あの「生カキ」も実に旨そうであった。あれ以来、「生カキ」ほどのカキをみたことはない。



昭和63年度事業の概要

昭和63年度中に当基金で実施した事業の概要は、以下のとおりである。

1. 事業概要

昭和63年度中に当基金で取り扱った原因者不明の漁場油濁被害認定件数は、39件であった。

内訳は、漁業被害（4～3月）が6件を数え、昨年及び一昨年の2件を上廻り平年ベースに近くなったが、防除・清掃（1～12月）は33件で昭和58年以来の40件台を下廻った。

これらの被害額の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開き、慎重審議のうえ被害額の認定を行った。漁業被害を受けた地区については県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開催し、基礎資料の収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。

基金は中央審査会における審議結果を受け、被害金額を認定し、被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。

件数	認定額	漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
		件数	認定額	件数	認定額
39	110,781,912円	6	38,018,485円	33	72,763,427円

(1) 漁業被害関係

漁業被害として救済対象となった件数は、6件であった。

昭和63年4月下旬青森県下北半島佐井村漁協地先海岸にC重油状の油が打寄せ、小型定置網やわかめ養殖業に被害をもたらした。同地区では59年1月にも大規模な油濁被害が発生しているが、今回は前を上廻る防除・清掃作業が行われ、ひじき等磯根資源への大きな被害には至らなかった。

被害額は250万円強であった。

昭和63年12月下旬には、山口県下関市の王司、才川漁協地先ののり養殖漁場にC重油と推定される廃油が流入した。このため汚染生のり約68トンの廃棄、汚染乾のり約22万枚の廃棄等の被害が発生し、被害額は1,341万円強となった。

さらに、平成元年1月には常襲地区ともいべき愛媛県魚島地区、兵庫県神戸市地区及び愛知県常滑市地区ののり養殖漁場に

廃油状の油が流入し、この3地区で汚染生
のり約129トンの廃棄、汚染のり網100冊の
生産中止、汚染のり網100枚の廃棄の被害
が発生した。被害額の合計は2,146万円強
となったが、この種の被害額としては比較
的小規模に止まった。

また、3月中旬には、沖縄県沖縄本島南
部の糸満・港川漁協地先沿岸にタール状の
油が漂流し、折から夜間操業中のとび魚流
し刺網漁具を汚染し、その一部の継続使用
を不能とした。

以上の漁業被害に関する救済金の総額は、
38,018,485円となり、年度中に15,917,706円

を交付、差額は支払備金に計上し、その後
額を確定し交付した。

以上のほか、油濁被害の発生を未然に防
止するなどにより、漁業被害とならなかつ
たものが13件あった。同様のことが昨年度
は14件あったが、本年度の状況をみると、
漁船等による油の拡散作業等により漁場へ
の拡大を未然に防いだもの5件、被害額が
50万円を下廻ったため救済の対象とならな
かつたもの2件、汚染の程度が軽微で救済
の対象とならなかつたもの6件が数えられ
た。

漁業種類	件数	認定額	発生県名
のり養殖業	4件	34,876,975円	山口、愛媛、兵庫、愛知
定置網及びわかめ養殖業	1	2,505,485	青森
とび魚流し刺網	1	636,025	沖縄
合計	6	38,018,485	—

(2) 防除・清掃関係

本年度認定した防除・清掃事業に係る事
故は、北は青森県から南は沖縄県へ至る9
都県下に亘り、件数は33件であった。

発生場所及び油の形状は、例年の通り最
も多くみられたのは薩南諸島、沖縄諸島及
び伊豆諸島へのオイルボールであり、これ
ら黒潮流域だけで22件(67%)が数えられ
る。対馬海流流域では島根県及び青森県で
1件ずつ、青森県の太平洋岸で1件、内海・
内湾では宮城県で1件、千葉県で4件、愛
知県で2件及び山口県で1件がそれぞれ発

生し、これらは、いずれも液状又はタール
状の油であった。

これらの油について、磯根資源等沿岸漁
業への被害の発生を未然に防止するための
海岸清掃作業、漁場への流入を食い止める
ための船による拡散または、吸着作業、の
り漁場への流入後に発見され被害軽減のた
めの汚染物の除去や払拭作業、回収した汚
染物の廃棄作業等の防除・清掃事業が行わ
れたものである。

発生時期は1月、7月及び8月に発生を
見なかったが、3月～6月、とくに11月～

12月に例年のように集中して発生している。

本年度特記すべきことは、前述の青森県下北半島佐井村での油濁の海岸清掃で、汚染地域の各所で岩盤の拭きとり、砂利の袋詰め、集積、焼却、埋込みと過度の肉体労働と著しい汚染、切り立った崖地での危険

な作業が実施された。このため、それらに相当する場所での労働に対しては、全国で初めて労務費の割増料金が適用された。

以上の防除・清掃事業に要した防除費の総額は72,763,427円となった。

都道府県別	区分	件数	認 定 額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
				件数	認 定 額	件数	認 定 額
青	森	3	16,970,685円	1	2,505,485円	2	14,465,200円
宮	城	1	225,450			1	225,450
千	葉	4	438,131			4	438,131
東	京	1	1,413,500			1	1,413,500
愛	知	3	15,510,687	1	13,775,858	2	1,734,829
兵	庫	1	867,326	1	867,326		
島	根	1	103,042			1	103,042
愛	媛	1	6,821,570	1	6,821,570		
山	口	2	13,674,521	1	13,412,221	1	262,300
鹿	児 島	13	33,978,180			13	33,978,180
沖	縄	9	20,778,820	1	636,025	8	20,142,795
合	計	39	110,781,912	6	38,018,485	33	72,763,427

2. 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生を未然に防止または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うための油濁被害防止対策事業を前年度に引き続き実施した。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して事業実施計画、実施結果等についての検討を行い専門の調査機関に委託して実施した。

本年度実施した調査研究事業は次のとお

りである。

(1) 漂流油の効率的回収手法の開発検討調査

主として、のり養殖漁場を対象として、比較的小規模で薄い油膜の漂流油について、新型オイルフェンスと新型油吸着資機材を開発して油の回収・処理の効率化を図るために、次の調査を実施した。

ア. 新型オイルフェンスの開発

(ア) 小型で軽便なオイルフェンスを開

発することを目的として、先ず気象、海象、油濁の規模、使用可能な漁船の大きさなど前提条件の設定等の調査検討を行った。

- (イ) 上記(ア)の検討結果を踏まえて、開発しようとするオイルフェンスの基本構想は2～1隻の小型漁船にオイルフェンスを曳航させて、広範囲に広がった油を小範囲に集油し、回収する方法とした。そのためにガイドフェンス部にネットを使用し、中央部には吸着・滞油等の機能をもつ装置を組合せる方式とすることとし、今後さらに検討していくこととした。

イ. 新型油吸着資機材の開発

(ア) 小型漁船を使用し効率よく吸着・回収・処理しうる新しい油吸着資機材とその利用システムを開発することを目的として、既往文献調査及び定性的実験等を行い、油の性状・吸着資材の種類等による油吸着性能等の基礎的知見を得た。

- (イ) 上記(ア)の検討結果に基づいて①油の吸着効率をよくする方法としては油と吸着材との接触機会を増やすために吸着材を小片化(チップ化)すること②油の回収作業効率をよくする方法としては吸着材を曳航又はトロール方式とすること等が効果的であり、今後さらに検討していくこととした。

(2) 石油分解微生物による油濁の効率的浄

化法の研究

海岸漂着油等の石油分解微生物による浄化を促進させるため分解能力の高い微生物の分離・培養とその蓄積・保管方法等につ

いて研究する。今年度は先ず

- ア. 国内外の既往文献調査等による情報を収集し、知見の集約を行った。
イ. 石油分解能力を有する微生物を自然海域より検索・分離しその分解能力の検討を行った。

3. 漁場油濁に関する調査啓蒙指導事業

(1) オイルボール漂着状況実態調査

オイルボールが常襲的に漂着する地域について、漂着が集中する時期の実態を関係県漁連の協力を得て調査し、当基金が被害の態様を明らかにするとともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出し、漁業被害発生の恐れがあるものについては防除・清掃事業を行うよう指導し、漁業被害の未然防止と漁場の保全を図った。

(2) 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑かつ適切な推進に資するため、当基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁協においてどのように配分されているかの検査を、業務方法書第13条に基づき当基金の役職員及び当基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

(3) 啓蒙普及活動等について

- ア 漁場油濁被害救済事務担当者会議等の開催

漁場油濁被害の多発する都道府県の漁連並びに地方庁担当者を対象に、昭和62年度に当基金主催により実施した「漁場油濁問題調査検討会」の検討結果及び被害救済関係の諸手続き等の説明を行うとともに意見を交わすことにより、当基金の行う事業への理解をより深めるため、全国を7ブロックに分け前年度に引き続き3回の会議を開催した。

なお、拠出団体関係者を対象に、2回に亘り前記検討会会議の検討結果についての説明会を行った。

イ. 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回に亘り

作成し、全国の漁協を始め関係機関へ配布し油濁被害救済制度の普及に努めた。

また、当基金の業務内容を盛り込んだビデオ「油濁被害の現状と救済」(20分)を作成し、油濁被害救済制度の普及に供した。

ウ. 瀬戸内海における油濁防止対策等を推進し、漁場の環境保全を図ることを目的として設立されている瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会並びに、瀬戸内海水産公益法人連絡会に当基金も参画、それぞれ本年度2回に亘り開催された会議等に出席するなど油濁防止対策に係る啓蒙活動等に尽力した。

原稿募集

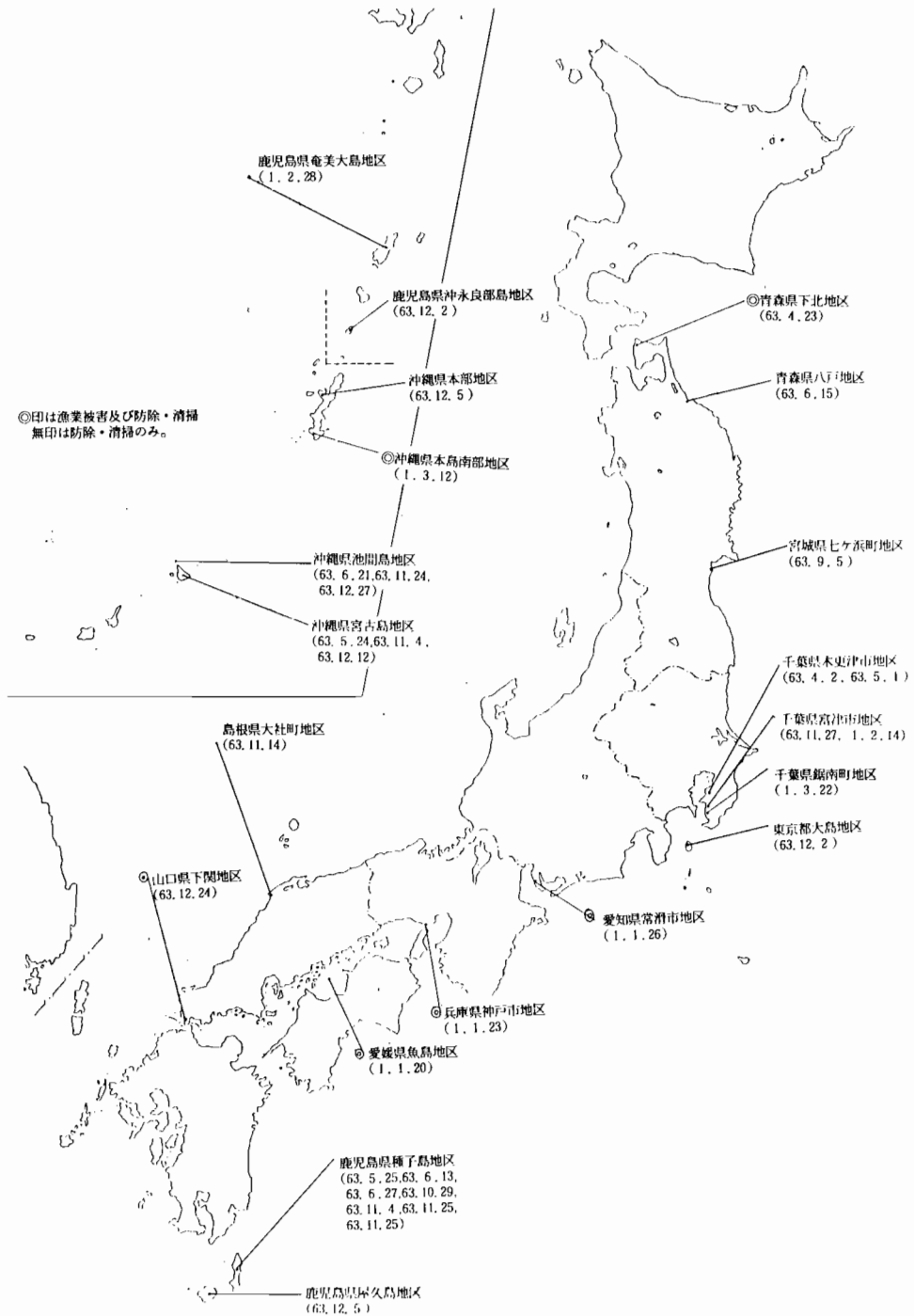
☆「寄稿」…油濁に関するあらゆることについての、ご投稿をお願いします。400百字詰2枚以上。

☆「随想」…油濁の思い出とか、漁業のこと、魚のこと、船のこと、そのほか自分の趣味のことなど、なんても結構です。肩のこらないものをお願いします。400百字詰3枚以内。

☆送り先は、当基金あて、薄謝贈呈



昭和63年度漁場油濁被害発生区



昭和63年度漁場油

No.	県地区名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
1	千葉県木更津市地区	昭和 63. 4. 2	金田漁協のり漁場	重油と思われる油膜がのり漁場に漂流、のりに被害の恐れがあり航走拡散した。
2	青森県下北地区	63. 4.23	佐井村漁協地先海岸一帯	C重油が海岸に漂着、定置網、わかめ養殖に被害を与えた。また、大規模な防除清掃を行った。
3	千葉県木更津市地区	63. 5. 1	金田漁協あさり漁場沖	重油と思われる油帯が漂流、あさり漁場に被害の恐れがあり航走拡散した。
4	沖縄県宮古島地区	63. 5.24	来間島及び与那覇前浜一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してもずく養殖や小形定置網に被害の恐れがあり清掃した。
5	鹿児島県種子島地区	63. 5.25	馬毛島及本島東海岸一帯	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、天草、ふのりに被害の恐れがあり清掃した。
6	鹿児島県種子島地区	63. 6.13	中種子町東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、磯建網、とこぶし等に被害の恐れがあり清掃した。
7	青森県八戸市地区	63. 6.15	南浜漁協地先海岸一帯	廃油状の油が海岸や漁港に漂着、放置すると各種磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。
8	沖縄県池間島地区	63. 6.21	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、もずく、ひとえぐさ等に被害の恐れがあり清掃した。
9	鹿児島県種子島地区	63. 6.27	西之表市国上地区地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して天草、とこぶし、ふのりに被害の恐れがあり清掃した。
10	宮城県七ヶ浜町地区	63. 9. 5	七ヶ浜町東宮浜より要害浜沖合	廃油と思われる油膜が漂流、放置するとのり養殖施設に被害の恐れがあり清掃した。
11	鹿児島県種子島地区	63.10.29	南種子町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して、とこぶし等に被害の恐れがあり清掃した。
12	鹿児島県種子島地区	63.11. 4	西之表市及び馬毛島東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、あおのり等に被害の恐れがあり清掃した。
13	沖縄県宮古島地区	63.11. 4	平良市北、東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してもずく養殖網、小型定置網に被害の恐れがあり清掃した。
14	島根県大社町地区	63.11.14	日御崎、宇竜地区地先海岸一帯	タール状の油が海岸に漂着、いわのりやわかめ養殖施設等に被害の恐れがあり清掃した。
15	沖縄県池間島地区	63.11.24	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、もずく、ひとえぐさ等に被害の恐れがあり清掃した。

濁被害状況一覽表

(単位：円)

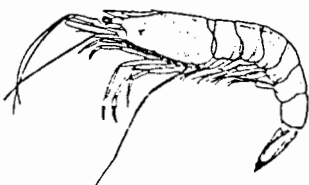
関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
金田漁協			円 7,971	円 7,971	円 7,971	円 7,971
佐井村漁協	2,505,485	2,505,485	13,689,585	13,689,585	16,195,070	16,195,070
金田漁協			17,003	17,003	17,003	17,003
平良市漁協			572,320	572,320	572,320	572,320
西之表市漁協			2,642,040	2,642,040	2,642,040	2,642,040
中種子町漁協			2,296,400	2,296,400	2,296,400	2,296,400
南浜漁協			775,615	775,615	775,615	775,615
池間漁協			3,520,360	3,520,360	3,520,360	3,520,360
西之表市漁協			1,678,360	1,678,360	1,678,360	1,678,360
東宮浜漁協 要害漁協			225,450	225,450	225,450	225,450
南種子町漁協			2,968,060	2,968,060	2,968,060	2,968,060
西之表市漁協			4,575,580	4,575,580	4,575,580	4,575,580
平良市漁協			4,265,000	4,265,000	4,265,000	4,265,000
大社町漁協			103,042	103,042	103,042	103,042
池間漁協			4,034,460	4,034,460	4,034,460	4,034,460

No.	県地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
		昭和		
16	鹿児島県種子島地区	63.11.25	中種子町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、根付資源に被害の恐れがあり、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
17	鹿児島県種子島地区	63.11.25	西之表市国上地区地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、あおのり等に被害の恐れがあり清掃した。
18	千葉県富津市地区	63.11.27	全富津漁協のり漁場沖海面	のり漁場の沖にC重油と思われる油膜が漂流、被害の恐れがあり防除した。
19	鹿児島県沖永良部島地区	63.12. 2	沖永良部島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、あおのり等に被害の恐れがあり清掃した。
20	沖縄県本部地区	63.12. 5	本部漁協地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、もずく養殖、刺網、小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
21	東京都大島地区	63.12. 2	差木地漁協地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、いわのり、はばのり、貝類等に被害の恐れがあり清掃した。
22	鹿児島県屋久根地区	63.12. 5	上屋久町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して定置網、刺網等に被害の恐れがあり清掃した。
23	沖縄県宮古島地区	63.12.12	宮古島保良漁港地先一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してもずく養殖や小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
24	山口県下関市地区	63.12.24	王司、才川漁協のり漁場	C重油の廃油と思われる油がのり養殖漁場に流入して被害を与えた。
25	沖縄県池間島地区	63.12.27	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、もずく、ひとえぐさ等に被害の恐れがあり清掃した。
		平成		
26	愛媛県魚島地区	1. 1.20	高井神島のり漁場	廃油と思われる油がのり養殖漁場に流入して被害を与えた。
27	兵庫県神戸市地区	1. 1.23	神戸市沖のり漁場	C重油の廃油と思われる油がのり養殖漁場に流入して被害を与えた。
28	愛知県常滑市地区	1. 1.26	鬼崎、常滑漁協のり漁場	A重油の廃油と思われる油がのり養殖漁場に流入して被害を与えた。
29	千葉県富津市地区	1. 2.14	全富津漁協のり漁場付近	C重油と思われる油がのり養殖漁場に流入の恐れがあり、防除した。
30	鹿児島県奄美大島地区	1. 2.28	竜郷町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してもずく養殖や採藻漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
31	沖縄県本島南部地区	1. 3.12	糸満・港川漁協地先及び沖合	タール状の油が漂流し、とび魚流し刺網に被害を与えた。又海岸にも漂着し、清掃した。

(単位：円)

関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
中種子町漁協			円 4,548,080	円 4,548,080	円 4,548,080	円 4,548,080
西之表市漁協			2,520,760	2,520,760	2,520,760	2,520,760
全富津漁協			308,392	308,392	308,392	308,392
沖永良部島漁協			657,360	657,360	657,360	657,360
本部漁協			2,481,600	2,481,600	2,481,600	2,481,600
差木地漁協			1,413,500	1,413,500	1,413,500	1,413,500
上屋久町漁協			3,177,870	3,177,870	3,177,870	3,177,870
平良市漁協			202,200	202,200	202,200	202,200
王司漁協 才川漁協	13,412,221	13,412,221	262,300	262,300	13,674,521	13,674,521
池間漁協			2,761,220	2,761,220	2,761,220	2,761,220
魚島村漁協	6,821,570	6,821,570	643,078	643,078	7,464,648	7,464,648
神戸市漁協 森漁協	899,666	867,326	239,164	239,164	1,138,830	1,106,490
鬼崎漁協 常滑漁協	13,775,858	13,775,858	972,100	972,100	14,747,958	14,747,958
全富津漁協			448,764	448,764	448,764	448,764
竜郷町漁協			2,422,580	2,422,580	2,422,580	2,422,580
糸満漁協 港川漁協	636,025	636,025	729,093	729,093	1,365,118	1,365,118

No.	県地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
32	千葉県鋸南町地区	平成 1. 3. 22	勝山漁協地先海面	A重油と思われる油がはまち養殖施設の近くに漂流、被害の恐れがあり清掃した。
(昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで) 32件				



(単位：円)

関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
勝山漁協			円 21,299	円 21,299	円 21,299	円 21,299
計	38,050,825	38,018,485	65,180,606	65,180,606	103,231,431	103,199,091



原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告（その2）

2. その他の漁業

(1) 漁船漁業

ア. 被害の諸相

漁船漁業の油濁被害は、一過性である。漂流油は、潮流や風等によって同じ漁場に長期停留することはない。海底に沈澱した油は、底びき船等によって取りさられるか（その場合その船は油濁被害に遭うこととなる）、船がそこを避けて操業するため、そのまま沈澱することとなる。その故に、ノリのように。相当期間にわたって被害が続くということはない。

昭和51年4月16日から30日までの15日間と、長期にわたって油濁被害が続いた静岡県カツオひき縄釣漁業の場合は、例外的な事例であるが、それは黒潮の反転流にそって、油が下田沖から浜名湖沖まで次々と流れて行ったからである。しかし1地区だけを取り上げると、例えば下田では、被害期間は4月19日から翌20日にかけての丸1日であった。

このように、漁船漁業の場合には、被害報告自体が少なく、一過性である故に被害規模が概して小さいのが、何よりの特徴である。その故に救済対象から外される機会が多い、と言う矛盾を抱え込んでいる。

漁船漁業の被害報告を見て気が付くのは、

沿岸性の漁業であって、夜間操業中の被害事例が多い、ということである。

イカ釣り、トビ魚刺網、まき網、といった漁業で、夜間火光を利用しての漁業である。漁船・漁具が汚染される。夜間なので、油汚れが目だたず、水揚げ時に発見される例が多い。魚槽のなかに油が混じていたときなど、漁獲物全てに油臭がつき、売りものにならなくなる。徹夜の仕事が、全く無駄になるのである。

漁具の汚染は、大型定置網やまき網等比較的規模の大きい漁具の場合は、廃棄することとはめったにない。2～3日かけて、洗浄するか或は修理して再び使用する。この期間が休漁期間となり、休漁被害の救済を受ける。

イカ釣りの場合も、夜間なのでそのまま夜明けまで操業を続け、気が付いたときは、釣具はもちろん機械も、船も甲板も油だらけ、ということになる。対馬のイカ釣りの油濁被害では、このため船の洗浄まで行い3日間の休漁を余儀なくされた。

兵庫県淡路島で起きたものは、午前9時30分から被害を受け、1時間後には油らしきものが見えなくなった、という短時間に38統の船びき網漁業が被害にあったものである。昼間、短時間に被害を受けた理由は、

「油は神戸港付近から流出、強い西流の潮境に沿って垂水沖まで漂流し、10時50分ごろからの西からの転流にともない拡散したものである。また当日は、大潮であり、潮境にかなり強い垂直混合が生じたと考えられる。このため油が中層（水深10m程度）まで巻き込まれて中層を引く船びき網漁業者の発見が遅れたものと思われる。」

石川県、徳島県では、小型底びき網漁業の被害が起きている。

これは、救済の対象から外された例であって、50万円足切りの問題でもあるので、次項で述べる。

イ. 50万円足切り問題

一般に漁船漁業は、海上を走り回るので、油濁漁場を容易にさげ、遭遇したとしても速やかに離脱するので、大被害に至ることは少ない。しかも多くは、釣り延縄等の沖合漁業であって、1出漁日（日帰り操業が多い）の漁獲は少額であり、漁具は低価格であるから、漁獲物・漁具が汚染されたとしても被害は少額である。しかも単船操業だから、1隻だけがやられる。集団操業の場合でも、1隻が早期に発見すれば、他船は直ちに回避する。夜間の集団操業が通常であるような漁業種の場合は前記のイカ釣りのように、多数の漁船が被害に遭うことになるが、多くの漁船漁業は、そうではない。とすれば、漁船漁業においては、油濁被害にあったとしても、1件当りの被害は、僅少であり、業務方法書に規定する50万円に達する被害は少ないとみなければならな

い。そこで、典型的な石川県の例を見てみよう。

石川県金沢市、加賀市等の漁協に属する小型底びき網漁船は、金沢市沖合で甘エビ（ホッコクアカエビ）、ズワイガニ等を漁獲している。この底びき網が、海底に沈澱している油塊を引き上げ被害に遭うのである。

網を揚げ漁獲物を水槽にあけたとき、油塊及び油に汚染された泥・ゴミ等が拡散して、水槽内の漁獲物全てが汚染される。こうして受けた被害であって、油濁基金へ通報されたものは、昭和58年9月から60年10月までに12件報告されている。表12がその一覧である。総額で968千円、1件平均8万円の被害額である。基金の業務方法書によると、50万円未満だから救済の対象にはならない。

僅か8万円の被害と軽くみてはいけない。甘エビ、ズワイガニを対象としている小型底びき網漁業は、特殊な経営状況にあったと言って良いからである。

石川県と殆ど同じ状況にある福井県三国港の小型底びき網漁業の経営を、全国平均と対比すると、表13の通りである。

漁船規模・乗組員数・出漁日数は、殆ど異ならないが、水揚げ金額以下の費目は、2倍以上の差である。水揚げ金額は、甘エビ、ズワイガニ等超高級魚を対象としているからである。

福井（石川も同様）の小型底びき網は、許可トン数限界まで船型を大きくし、自動ロープ巻機や揚網機等を装備し、航走力を

表12 海底沈澱油塊による油濁被害事例（石川県底びき網漁業）

No	発生年月日	船名	所属漁協名	被害金額 (単位円)
1	昭和 58. 9. 9	11金吉丸	金沢市漁協	65,000
2	9.18	竜王丸	金沢市漁協	45,000
3	9.19	8光福丸 (14吨)	金沢港漁協	71,700
4	昭和 59. 1.13	太紋丸 (9吨)	西海漁協	98,640
5	5.15	2大栄丸 (14吨)	加賀市漁協	147,123
6	6.22	2瑞祥丸 (14吨)	金沢市漁協	102,000
7	9. 6	恵比寿丸 (14吨)	金沢港漁協	130,600
8	9. 7	大栄丸 (31吨)	金沢港漁協	78,000
9	9.13	10末広丸 (6吨)	金沢港漁協	110,000
10	11.18	8光福丸 (14吨)	金沢港漁協	49,183
11	11.22	8光福丸	金沢港漁協	71,559
12	昭和 60.10.16	18長生丸	金沢港漁協	52,600
合 計				968,805 @80,733

増すために馬力アップをはかり、さらに肥大化した船の安定性を確保するためサイドスラスタを装備するという重装備船である。この故に、船舶の減価償却費が、全国平均の2倍を超えている。

また労賃については、三国港在籍の小型底びき網船員は、労働組合を結成しており、船主との間で「乗組員精算要領」をさだめ、最低保証額甲板員（普通船員）で11万円等と決めている。石川の小型底びき網もこれになっていることは、いうまでもない。人件費が、全国平均の2.6倍となる理由である。

表13 小型底びき網漁業経営費比較

区 分	福 井	全 国	A ÷ B
費 目	A	B	%
漁船規模(トン)	14.99	14.73	101.7
乗組員(人)	5.0	4.4	113.6
出漁日数(日)	200	184	108.7
1 水揚金額(千円)	54,621	28,309	192.9
2 漁業支出(〃)	52,560	23,144	227.1
3 差引(所得)(〃)	2,061	5,165	39.9
4 見積家族労賃(〃)	4,468	2,500	185.9
5 純利益(〃)	△2,587	2,665	—
6 船舶償却費(〃)	6,000	2,238	268.1
7 人件費(労賃)(〃)	26,279	10,082	260.7
8 人件比率 7 / 2	50.0%	43.6%	
9 償却比率 6 / 2	11.4%	9.7%	

資料：福井：福井県漁業指導協会資料（三国在籍船昭和54年）
 全国：農林水産省漁業経済調査報告（企業体の部）
 昭和54年

こうした結果、福井では、見積家族労賃を差し引くと、赤字となる。もちろん石川も同様である。僅か8万円の被害でも軽くみてはならない理由である。

同じ漁船漁業でも救済されるが、その違いは何処にあるのか。何をもって1件とするかは微妙な問題である。

同じ小型底びき網で、隣県福井の三国港根拠の船が5隻、昭和55年12月23日に油濁被害にあった。その総額は666,166円、1隻当たり133千円であって、救済されたが、石川の被害と大差があるわけではない。また、前記の淡路町の船びき網は、38統が被

害を受け総額1,683千円、1統当たり44千円であり、最低受領者2万円以下5名。石川に比べて低いのである。

三国町にしろ、淡路町の例にしろ、いずれも1件当たり50万円を超えているからと言うことであるが、その例からみると1件とは、同一の原因者不明の油で、同一の漁場で、ほぼ同時期に、被害を受けた場合と言うきわめて厳密に理解されたものということが出来よう。被害時期が離れていても反復して同様な被害を受ければ、これを1件として取扱い、救済の対象とできないものだろうかといった問題がある。

(2) 採貝採藻漁業

ア. 被害地域の特徴

採貝採藻業の対象である磯根資源の被害地域は、概して過疎地帯である。

最近10年間に起きた、上記被害地域は下記の通りである。

発生年月	発生場所（漁協地区）	主な魚種	被害認定金額（円）
昭和52.12.13	千葉県鋸南町保田漁協地区	ヒジキ	4,965,752
54. 4.29	青森県下北郡易国間漁協、蛇浦漁協	フノリ	8,270,874
55. 1.24	鹿児島県奄美大島大和村漁協	ヒトエグサ	874,597
55. 2. 2	長崎県五島、平戸、対馬の各島 岐宿・久賀・上五島町・奥浦・平戸 厳原町・峰町西部・薄香・中津良 中野・獅子・津吉・度島・志々伎 宇久町の各漁協	ヒジキ、 イワノリ、 ウニ、アワビ、 サザエ	55,701, 773
55. 2.21	東京都八丈島八丈島漁協・三根漁協	ハバノリ	39,483,321
55.12.15	福井県越前町漁協	イワノリ	7,256,691
56. 1.17	長崎県対馬峰町西部漁協	ヒジキ、イワノリ	4,080,911
56. 7. 2	北海道浜中町漁協・散布漁協	コンブ	12,249,534

57. 2.27	長崎県対馬厳原町漁協・峰町西部漁協	ヒジキ	7,391,075
57. 5. 8	長崎県対馬唐崎漁協・綱島漁協	ヒジキ	10,474,247
58. 3. 8	長崎県対馬厳原町漁協・唐崎漁協・綱島漁協・佐須奈漁協	ヒジキ、ウニ	68,827,614
59. 1.10	青森県下北郡佐井村漁協	イワノリ、フノリ	37,384,370
59. 3.12	長崎県対馬唐崎漁協・豊玉西漁協・綱島漁協	アオサ、ヒジキ	47,169,037
60. 4. 1	長崎県対馬日の出漁協・琴漁協	ヒジキ	2,855,172
61. 1. 5	島根県加賀・大芦・御津・松江・佐香・北浜・大社町・湖陵町・島津屋山谷・仁摩町・温泉津町・江津の各漁協	イワノリ	79,298,566

昭和59、61、62年度（4月～3月）は、磯根資源に関する被害発生の通報はなかった。この10年間で15件3億86百万円の被害である。この被害額のなかには、定置網や生簀等に与えた被害も含まれている。

これを見てすぐ気が付くのは、対馬西海岸と下北半島津軽海峡寄りに被害が多いということである。15件のうち7件が対馬西海岸（内1件は五島を含む）であり、2件が下北津軽寄りである。この他に、島根県一円を襲った巨大被害がある。そして、東京と北海道を除くと、すべて日本海側である。

このように、特定地域に被害が集中するのは、海流や季節風等の自然条件や地理的条件等の理由があろうが、ここではこれらの地域は、過疎地であることに注目したい。

ここでは、被害発生のもっとも多かった長崎と青森を取り上げて、就業人口構成と一人当りの所得及び漁業関係を見た。表14に見る通り、就業人口は、第1次産業が最

も多く、農漁業への依存度が高いことを示し、離島・半島などの僻地という条件を考えると、特に漁業への依存度が高いと思われる。

一人当たり所得は、全国水準より低い長崎県、青森県平均よりさらに一段と低い。全国水準の半分以下と言うところである。厳原、上五島では、離島にしては所得水準が県平均に近く、また第3次産業人口比が高くなっているのは、それぞれ対馬、中通島の玄関口に当たっているからである。

依存度の高いと思われる漁業の状況を見ると、例えば一経営当りの漁獲水準が、極端に低く、下北半島の風間浦、佐井に至っては県水準の実に10分の1に近い。長崎は、青森ほどではないが、概して低い。

長崎では、美津島、豊玉の東部海岸のイカ釣りや浅茅湾の真珠・魚類養殖業や、上五島の大中型巻網、遠洋底びき等のように、離島僻地においても資源豊度の高さを狙って資本家的企業が速くから確立するという

地域特殊性があるので、平均的数字では県水準にひけを取らないことになる。だが、磯根資源被害の多発する対馬海岸は、対馬内でも小規模漁業が多い地区である。

表15は、東部海岸と比較したものである。尾崎・唐崎漁協地区は、浅茅湾での養殖業だが、平均的な経営規模すなわち一経営当り使用動力漁船隻数、そのトン数の差ほどでない。例えば、東部海岸の峰東部の規模は、1.13隻7.7トンであるが、峰西部は0.71隻2.2トンと峰東部の半分に足りないが、漁獲金額は、540万円にたいして、537万円

と拮抗している。

経営規模が小さく、0コンマ以下という動力漁船使用率に見るように、いまだに無動力漁船を使用し、なかには漁船さえ持たないものもいるという状況の中で、漁獲金額は、東部と拮抗するという事は、それだけ西部海岸の資源、特に磯根資源が豊富ということなのであろう。それが、壊滅的な打撃を受けるのである。それがどの様な意味を持つのか、下北佐井村と対馬佐須奈の例を見ると次の通りである。

表14 被害地の社会と漁業

地区	区分	就業人口構成 %			一人当り所得	一経営当り (動力船)		
		1次	2次	3次		漁獲額	隻数	トン数
全	国	10.9	33.6	55.4	702.0	1,350	0.85	8.9
青	森	25.5	22.0	52.4	495.5	1,398	0.76	12.1
風	間	41.5	30.1	27.4	386.7	146	0.26	0.9
佐	井	50.8	21.8	30.1	406.7	181	0.42	1.3
長	崎	19.2	23.7	57.1	504.2	1,360	0.96	8.6
敵	原	19.7	17.5	62.8	538.3	316	0.77	3.0
美	津	46.1	14.7	39.1	348.4	1,048	1.05	6.9
豊	玉	53.0	15.2	31.7	281.9	1,268	1.21	10.2
	峰	41.5	20.5	38.0	366.4	539	1.02	6.3
上	岐	44.7	21.3	34.0	249.5	240	0.62	2.1
岐	宿	56.7	13.6	29.7	227.5	923	1.04	4.5
上	五	38.1	16.0	45.9	394.9	1,772	0.94	12.5

資料；就業人口構成比、所得；「市町村統計総覧」清光社
 (注) 昭和55年国勢調査によって作成したもの
 1経営当り数値：昭和58年漁業センサス

表15 対馬の東西

西 海 岸				東 海 岸			
区 分 地 区	漁 獲 金 額	経営体当り		区 分 地 区	漁 獲 金 額	経営体当り	
		隻 数	トン数			隻 数	トン数
厳原 佐須	万円 318	0.74	2.71	阿 須 湾	万円 254	1.10	3.9
	豆酸 298	1.64	2.32		曲 厳 原	252	0.86
美津島 尾崎	1,672	0.97	5.92	久 田	439	1.02	5.4
豊玉 綱島	678	1.11	3.47	日 の 出	248	1.18	9.2
	唐崎 1,238	0.97	8.1		東 部	1,698	1.26
峰 西部	537	0.71	2.2	東 部	540	1.13	7.7
上 県 町	240	0.62	2.1	上 対 馬	677	1.13	4.9

資料：昭和58年漁業センサス

(注) 漁獲金額は一経営体当り

イ. 被害の影響

(ア) 佐井村

青森県佐井村は、下北半島の西端に位置し、世帯数1,050のうち漁家数（個人漁業経営体）358と3分の1余を占めている。昭和58年の総水揚げ金額は8億34百万円、うち採藻が2億6百万円、採貝が27百万円、計2億33百万円で、総額の27.9%に当たる。

採藻業は、冬の稼ぎであって、佐井村の漁業者にとっては、生活の柱ともなる業種である。ここの所得水準は、前掲したように、一人40.6万円であり、漁業世帯に限ると、世帯当りで200万円台に過ぎない。このため漁協組合員の半数は、周年的ないし季節的な賃金労働兼業の形態をとっているが、地元雇用機会が乏しいため、出稼ぎ

をするものが多い。出稼ぎは夏型と冬型があり、土木・建築に就労する夏型の出稼ぎが多い。夏型の出稼ぎの多い中では、閑漁期の冬の生活の資として、イワノリ、フノリ等の採藻業、アワビ等の採貝業は、出稼ぎ漁民にとって、重視せざるを得ない漁業種類である。これらの磯もの資源が、油濁被害にあったのである。

昭和50年1月10日、佐井村の海岸線全線にわたって発生した油濁被害は、イワノリ、フノリの全面放棄・採取禁止、延べ1,357名を動員して4回にわたって行われた大規模な清掃作業、認定漁業被害額3,738万円、清掃作業費836万円、総計4,574万円に達する救済額としては、大規模なものであった。

これを被害を浮けた組合員（准組合員を

含む399名)の頭割りで計算すると、115千円である。少額とはいえ、冬場収入の道が殆ど閉ざされている中での11万円なのである。軽視できない被害である。

そればかりではない。清掃作業のための沖合止め4回によつて、他の漁業の出漁も禁止されたのである。そのかわり作業日当が支給されたというが、危険な岩場で、かつ、寒い北の海での過酷な労働に対する代価は、男子6,320円、女子4,720円という通常の日当なのである。

また、就業の機会がなくなって、遊んでいなければならなくなったものが少なくなかった。特に、この時期にイワノリだけを採取している女子の場合はそうであった。「何もすることがなくなってしまったのが何よりも苦痛であった」と訴えた婦人が多かったという。

さらに、操業の場所のすくなくなる冬の僻地の漁村らしい被害も発生した。それは、イワノリの採取禁止によって、大半の男子が、一般漁業の操業に向かったが、これが既存の操業秩序を動揺させたことである。タコ延べ縄の着業者が一挙に増えた。だが着業者の増加にもかかわらず、この年タコの水揚げ高は増えてなかったのだから、旧来の漁業者は、水揚げを減らしたわけである。

(イ) 佐須奈

対馬佐須奈漁協地区は、対馬の最北端に位置する。漁場は、朝鮮海峡に面し、西から黒潮分流が流れている。

対馬の主要な産業は、漁業と林業であつ

て、漁業ではイカ釣りと真珠養殖業、林業ではシイタケ栽培である。だが佐須奈では遠洋・沖合のイカ釣りへの進出が遅れ、155の経営体のうち漁船を使用しないもの41を含めて3トン未満の階層に属する経営体は、134と圧倒的な数を示している。

漁業依存人口に比して共同漁業権の海岸線は、15kmと長く、根付け・磯付けの資源も豊富で、その水揚げ額も多い。昭和59年で貝類1億61百万円、ウニ等56百万円、海藻類24百万円、その他の魚類が1億82百万円であつて、採貝藻など磯根資源による水揚げが圧倒している。だから、漁船を使用しない漁家すら存在しているのである。つまり徒歩で採貝藻をしても、貧しいながらも生活が成り立っているということである。

このような状況は、佐須奈漁協地区ばかりではない。西海岸の多くは、似たりよつたりである。表16によると、対馬の貝藻類は量では26%、額では32%を占め、採貝藻のウエイトの高さをしのばせる。

昭和58年3月8日対馬西海岸一帯を襲った油濁被害は、防除清掃費42百万円、漁業被害69百万円、総額1億11百万円に及ぶものであつた。佐須奈は、防除清掃費33百万円、漁業被害27百万円、総額6千万円と、その被害の過半数を占める巨大なものであつた。

これだけではない。所によっては、百平方mにわたって厚さ20-20cmの油溜りが出来たほどの汚れた海岸を清掃しなければならない。このために実に4-5月の

表16 採貝藻漁獲高

区分 貝藻別	漁獲量 (トン)			金額 (百万円)		
	県計	対馬	比率	県計	対馬	比率
貝類	10,397	1,414	13.6%	4,320	1,393	32.3%
海草類	9,251	3,704	40.0	1,370	443	32.3
計	19,648	5,118	26.0	5,690	1,836	32.3

資料：「ながさきの水産」長崎県水産部 昭和57年
 (注) 貝類、海草類には養殖物は含まれていない。

表17 救済金支給額にたいする意見

区分 漁種等	ノリ	磯根資源			漁船漁業	合計
		佐井	大芦	佐須奈	淡路	
合計	48	100	110	100	38	396
十分だ	7	3	44	—	5	59
まあまあ	16	36	62	6	10	130
不十分	22	49	3	59	17	150
全く不十分	2	7	—	17	5	31
分からない	1	5	1	18	1	26
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
十分だ	14.6%	3.0%	40.0%	0.0%	13.2%	14.9%
まあまあ	33.3%	36.0%	56.4%	6.0%	26.3%	32.8%
不十分	45.8%	49.0%	2.7%	59.0%	44.7%	37.9%
全く不十分	4.2%	7.0%	0.0%	17.0%	13.2%	7.8%
分からない	2.1%	5.0%	0.9%	18.0%	2.6%	6.6%

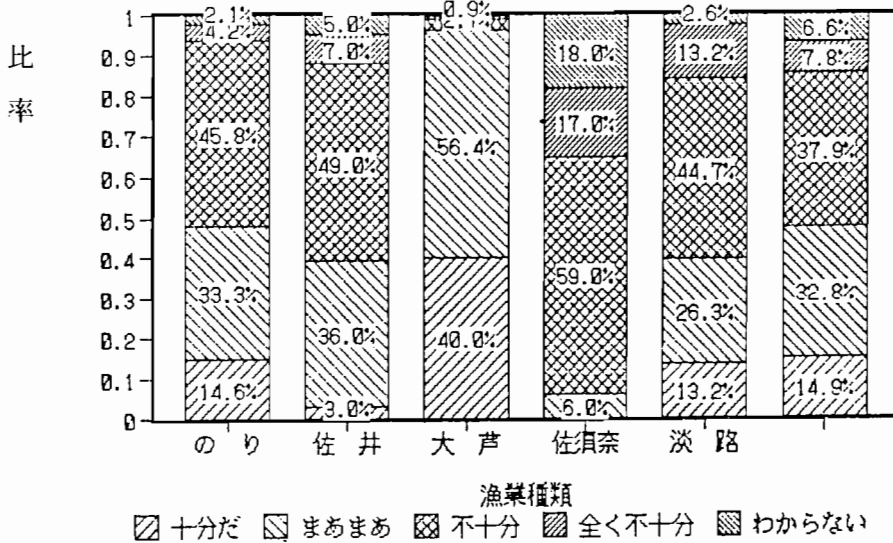
(注) のり：愛知県鬼崎、愛媛県魚島、香川県内海

2ヶ月間38日にわたって組合員に動員をかけ、その人数は延べ5,235人に達した。組合員僅か150名位の漁協にとっては、これこそ容易なことであつたろう。組合員にとっても、この間漁に出られないことになるのである。

(3) 救済金支給額について

表17に漁船漁業(淡路)及び磯根資源(佐井、大芦、佐須奈)の被害の救済金支給額にたいする被害漁業者の意見が示されている。なお参考までに、鬼崎、魚島、内海のノリ養殖業被害業者のも示した。図3

図3 救済金支給額に対する意見



は、それをグラフにしたものである。

まず、磯根資源からみていこう。ノリの場合には、肯定的意見が約半数近くを占め、しかも地域的な差は余りなかったが、磯根資源では、3地域とも各々異なっている。

佐井では、1世帯当り9.3万円の救済金であり、平等に配分された。漁協が実施した聞き取り調査によると、20万円未満の収穫が、90%と圧倒的に多い。1世帯当り9.3万円というのは、全漁期に修正すると15万円に当たるといわれているから、一応納得の出来る金額といって良いであろう。にもかかわらず、「不十分」が49%、「全く不十分」が7%、56%の過半数が否定的な回答である。

この理由は、1-4月のイワノリの期間中採取が禁止されたことからくる打撃による。金銭的な収入のあるなしでなく、「何もすることがなく苦痛だった」と土地の婦

人が言ったように、労働力が遊休化したことからくる苦痛である。

また、この冬の僻遠の地において就業機会などはありはしない所にもってきて、長期採取禁止をせざるをえなかった不満の表明とみることもできる。特に、婦人についてはそうであると思われる。

大芦では、イワノリが全滅し、Aクラス10人13万円/1人、Bクラス105人10万円/1人の配分である。100g 2,400円のイワノリも正月前は価格が高く、過ぎると安くなる。平均すると年間14~15万円の収入である。つまり、満足のいく救済であったといえる。それだけではない。島根県は、油濁の常襲地帯ではあるが、大芦では初めての経験である。救済に関して半信半疑であったかも知れない。このことが、肯定的意見96.4%という高率になったのであろう。

佐須奈は、生産物被害26,799千円、防除

清掃費用23,037千円という大被害である。このため、組合員150名内外の漁協が、4~5月の2ヶ月に38日間延べ2,225人の組合員の動員を行って、防除清掃を行ったことは、既に述べたが、この超長期にわたる被害に対する不満として、救済金不十分という否定的意見が圧倒的に多くなったのであろう。「まあまあ」でさえ僅かに6%にすぎないのである。このことは、生活と生産のペースが崩され、2ヶ月もの長い動員が行われたという大騒動が、単なる時間給

や1kg当り金額で済まされる性質のことであるかどうか、を問いかけているのである。

淡路の場合は、漁船漁業の被害である。日によって漁不漁がある。だが被害額算定の場合、認定基準に従えば、事故発生日前1週間の平均漁獲量を基準とすることになっている。このことと日によって漁不漁があることとが、うまくつり合わない。ここからくる不満が大きい。 (次回へ)



中央審査会の動き

○平成元年度第1回中央審査会

平成元年4月25日、本年度第1回中央審査会が開催され、愛媛県魚島地区等6件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、漁業被害関係3件と防除清掃のみのも3件である。漁業被害は、愛媛県魚島地区、兵庫県神戸市地区及び愛知県常滑市地区ののり養殖業の被害であり、魚島地区及び常滑市地区については、地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。これらの案件は、次のような点などについて質疑応答などがあり、審議検討された結果、別表（その1）のとおり認定された。

(1) 愛媛県魚島地区について、①被害にあったのり網は、摘採の時期にあったかどうか。（毎日、順に摘採を行っているので、丁度その時期にあったものや、摘採直後のものも入り交じっている。②被害者の個人別の被害枚数、金額は把握できるのか。（救済金の配分にあたっては、各人の被害枚数が基準になるが、それぞれのりの生育状況等を勘案して組合内部で不公平のないよう配分されている。最終的には油濁基金に提出される配分報告書で把握できる。）

(2) 兵庫県神戸市地区について、森漁協の

第9回共販価格が高いが理由は何か。（丁度、網替え後、最初の品質の良い製品がこの時期に多く出荷されたためである。）

(3) その他「労務費及び漁船用船費の改訂（案）」について、意見を求めたところ、用船費の中に油代は含まれているのか。（用船費には、油代、船頭代を含んでおり、用船した場合、別途油代を支払うことはない。）

（注）その後、平成元年5月23日開催の理事会において、本誌P34の様に改訂された。

○平成元年度第2回中央審査会

平成元年6月29日、本年度第2回中央審査会が開催され、沖縄県本島南部地区等8件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、漁業被害関係2件と防除清掃のみのも6件であり、漁業被害は、沖縄県本島南部地区のとびうお刺網漁業と長崎県対馬豊玉町地区のひじきの被害である。これらの案件は、次のような点などについて質疑応答などがあり、審議検討された結果、別表（その2）のとおり認定された。

(1) 沖縄県本島南部地区について、漁獲物の被害はなかったのか。（揚網時、一部汚染された漁獲物は洋上で廃棄している

が、数量等の確認ができていないので申請していない。)

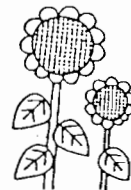
(2) 岡山県岡山市地区について、使用した吸着マット等を処理した専門処理業者の費用が計上されていないのはなぜか。(港湾管理者である県港湾管理事務所の費用で処理した。)

(3) 油濁が港内で発生した場合、港湾(漁港)管理者との関係はどうなっているか。(港湾管理者は港湾(漁港)の機能の維持管理上必要に応じ清掃する義務がある。しかしながら、管理者がその必要がないと判断したもので、これを放置すれば漁業被害発生の恐れがあり、その防止のために漁業者が防除清掃を実施する場合、その費用については基金の救済対象としている。)



(4) 清掃作業の期間が長い場合、途中で1～3日作業のない日があるのがあつたがそれは何故か。(天候が悪いときや人手の手配がどうしてもつかない等色々な理由で作業の継続ができない場合もあると考えられる。)

(5) 沖縄県宮古島地区について、海岸により1人当り作業量(面積)にかなり差があるが何故か。(漂着油の性状、形状、濃淡、ゴミの多少等、さらに海岸の形状(砂浜、砂礫浜、転石浜等)により作業分量に差が出るものと考えられる。フランスのブルターニュの油タンカー事故の際の記録をみると、軍隊の作業の前進速度に15倍の差が出ており、結局、浜の状況によるもので、いちがいに云えないものがある。)



平成元年度第1回中央審査会上程分(その1)

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認定		備考
						漁業被害	防除	
愛媛県 魚島地区	1.1.20	船舶からの排出 (A重油とピルジ)	高井神島のり漁 場	魚島村漁協	のり養殖業の被害	6,821,570	643,078	・A重油とピルジの混合物があり漁場に流入、被害を与えた。 ・C重油又は廃油と思われる油がのり、のり網に被害を与えた。 ・A重油の廃油がのり漁場に流入、のりに被害を与えた。
兵庫県 神戸市地区	1.23	〃 (C重油又は廃油)	神戸市沖のり漁 場	神戸市・森漁協	〃	867,326	239,164	・中50m、長さ300mの油膜が浮流 ・のりに被害の恐れがあり防除 ・直径2～3cmの軟いオイルボール ・もすぐ養殖やおおさ等に被害の恐れ
愛知県 常滑市地区	1.26	〃 (A重油の廃油)	鬼崎、常滑漁協 のり漁場	鬼崎・常滑漁協	〃	13,775,858	972,100	・中50m、長さ300mの油膜が浮流 ・のりに被害の恐れがあり防除 ・直径2～3cmの軟いオイルボール ・もすぐ養殖やおおさ等に被害の恐れ
千葉県 富津市地区	2.14	〃 (C重油らしき油膜)	全富津漁協のり 漁場付近	全富津漁協	防除清掃	—	448,764	・中50m、長さ300mの油膜が浮流 ・のりに被害の恐れがあり防除 ・直径2～3cmの軟いオイルボール ・もすぐ養殖やおおさ等に被害の恐れ
鹿児島県 奄美大島地区	2.28	〃 (オイルボール)	竜郷町地先海岸 一帯	竜郷町漁協	〃	—	2,422,580	・中50m、長さ300mの油膜が浮流 ・のりに被害の恐れがあり防除 ・直径2～3cmの軟いオイルボール ・もすぐ養殖やおおさ等に被害の恐れ
千葉県 鉾根町地区	3.22	〃 (A重油らしき油膜)	勝山漁協地先海 面	勝山漁協	〃	—	21,299	・中50m、長さ300mの油膜が浮流 ・のりに被害の恐れがあり防除 ・直径2～3cmの軟いオイルボール ・もすぐ養殖やおおさ等に被害の恐れ
計					漁業被害3件 防除清掃6件(3)	21,464,754	4,746,985	()は漁業被害併発で内数
63年度累計					漁業被害5件 防除清掃31件(5)	37,382,460	6,451,513	

平成元年度第2回中央審査会上程分(その2)

都県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認定		備考
						漁業被害	防除清掃	
千葉県 本高南部地区	1.3.12	船舶からの排出 (タール状の漂流油)	糸満・港川漁協 地先及び沖合	糸満・港川漁協	とびうお流刺網 漁業の被害	636,025	729,093	・タール状の漂流油 ・とびうお流刺網を汚染、又海岸にも漂着 ・ピルジと思われる廃油 ・港内の魚類生簀、漁船を汚染
岡山県 岡山市地区	4.4	〃 (濃い油膜)	小串漁協地先海 面	小串漁協	防除作業	—	139,430	・C重油と思われる油膜 ・ひらめ養殖生簀等に被害の恐れがあり防除
千葉県 鉾根町地区	4.17	〃 (C重油と思われる)	鉾根町保田 漁協地先海面	鉾根町保田漁協	〃	—	1,042,524	・C重油と思われる油膜 ・ひらめ養殖生簀等に被害の恐れがあり防除
長崎県対馬 豊玉町地区	4.19	船舶の燃料 タンクから漏出	豊玉町塩浜地区 地先海岸	豊玉町東部漁協	ひじきの被害	745,774	343,495	・燃油タンクが漂着、油が漏出 ・ひじきの被害
東京都 新島地区	5.18	船舶から排出 (オイルボール)	新島若郷前浜海 岸	若郷漁協	防除清掃	—	358,856	・直径3～5cmのオイルボール ・天草の天日干しに支障があり清掃
沖縄県 宮古島地区	5.19	〃 (〃)	宮古島北東海岸 一帯	平良市漁協	〃	—	3,743,980	・豆粒大～10cmのオイルボール ・養殖もすぐや小型定置に被害の恐れがあり清掃
沖縄県 池間島地区	5.20	〃 (〃)	池間島地先海岸 一帯	池間漁協	〃	—	3,828,620	・直径2～5cmの軟いオイルボール ・養殖もすぐ、ひとえぐさに被害の恐れがあり清掃
鹿児島県 種子島地区	5.26	〃 (〃)	中種子町西海岸 一帯	中種子町漁協	〃	—	3,206,120	・直径2～3cmのタール状の油 ・漁船の揚げ降し、磯建網等に支障があり清掃
計					漁業被害2件 防除清掃8件(2)	1,381,799	13,392,118	()は漁業被害併発で内数
63年度累計					漁業被害6件 防除清掃32件(6)	38,018,485	65,180,606	
平成元年度累計					漁業被害1件 防除清掃7件(1)	745,774	12,663,025	

労務費及び漁船用船費の改訂

漁業被害及び防除清掃作業に従事した場合の費用の支弁について労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成元年4月1日より次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う

作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、最高1時間当たり110円までの金額をこれに付加し得るものとする。

労務費（1時間当り）

	新	旧
労務費 (1時間当り)	円 830	円 830

(参考) 1日当り(8時間労働) 6,640円

漁船用船費（1日当り）

	新	旧
1 t 以上船	円 26,300	円 26,000
1 t 未満船	円 16,400	円 15,000

評議員の委嘱について

評議員

平成元年5月23日開催の理事会において、宮城県水産林業部長 曾我敬司氏の辞任に伴い後任者の中村功氏が委嘱された。

新	旧
中 村 功	曾 我 敬 司

中央漁場油濁被害等認定審査会委員の改選について

平成元年5月23日開催の理事会の承認を得て、任期満了に伴う中央審査会委員の委嘱が行われ、下記のとおりとなった。

中央漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

委員名	所 属	備 考
内 田 剛 嘉	石油連盟 技術環境部長	再 任
中 村 恒 夫	日本鉄鋼連盟 環境管理部長	再 任
志 摩 重 男	全国内航タンカー海運組合保険委員	再 任
小 林 友 次	日本船主協会 法務保険委員	再 任
前 田 優	(財)漁船海難遺児育英会 専務理事	再 任
菅 原 昭	全国漁業協同組合連合会 常務理事	再 任
田 中 明 男	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 常務理事	再 任
中 園 達 哉	全国漁業共済組合連合会 代表監事	再 任
村 橋 章 年	日本船主責任相互保険組合 損害調査第1部部長代理	再 任
成 田 健 治	弁護士	再 任
小 川 洋 一	弁護士	再 任
瀬 尾 信 雄	弁護士	再 任

(任期は、平成元年7月1日から平成3年6月30日まで)

官 公 庁 人 事 異 動

所 属	年 月 日	職 名	新 任 者	前 任 者
水 産 庁	平成元年 7.11	研究部長	島 一 雄	小 野 登喜雄
水 産 庁	平成元年 7.16	漁場保全課長	吉 崎 清	菊 池 重 嘉
運 輸 省	平成元年 6.1	海洋・海事課 補佐官	齋 藤 壽	福 本 博 通

油 濁 基 金 人 事 異 動

(1) 異動 (平成元年 5.1)

新	氏 名	旧
参 与	井 田 家 基	業 務 部 長
業 務 部 長	森 安 良	指 導 課 長

(2) 採用 (平成元年 4.2)

命	氏 名	摘 要
指 導 課 長	森 安 良	

編 集 後 記

1. 秋田大学の小賀野先生にお願いしていました「現行類似制度の比較検討」の論文は、本号をもって完結といたします。原因者不明の油濁被害救済制度が本格実施されて12年。目下、関係省庁間で制度の見直し改善の検討会が催されていますが、この論文が役立てば幸いです。
2. 本号では、例年、前年度における当基金の事業の概要を報告しております。原因者不明の油濁被害の全国的な発生状況の詳細がお判り頂けることでしょう。
3. 「油濁被害が漁家に及ぼす影響」についても、その調査報告を2回にわたり掲載しました。その実態がどのようなものであるか、このあとまだ続けますが、前記の検討会にも関連し、参考にして頂ければ幸いです。
4. 私達は「油濁基金だより」の内容の刷新を目論んでいます。本号では「基金記事」が盛り沢山で、従前に比し余り変りばえしませんでした。次号あたりで写真グラビアの大幅掲載を考えてみたいと思っています。



平成元年4月17日に千葉県鋸南町地区の保田漁港岸壁に漂流した油の
清掃作業風景。

(人物紹介)



東京都漁業協同組合連合会
総務部総務課 森光 信之

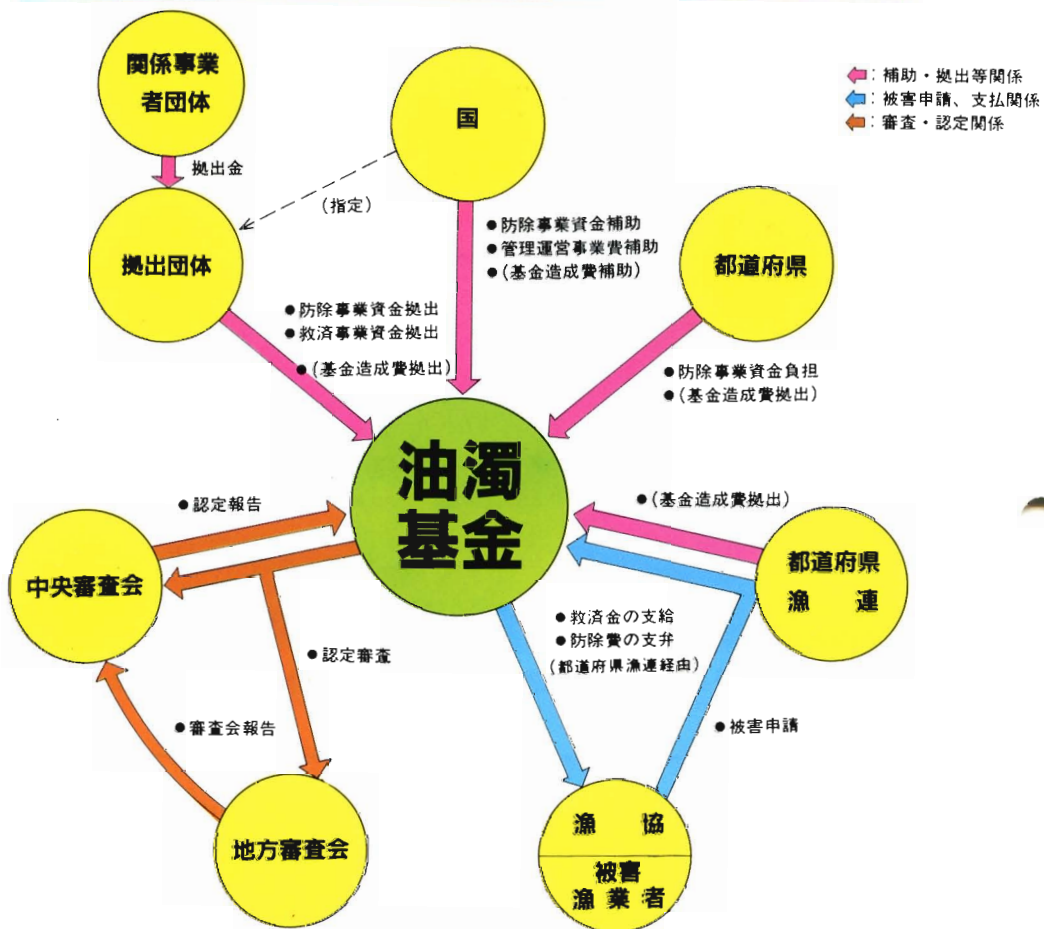
—油濁を担当して—

伊豆七島・小笠原諸島は、油濁の発生した場合の連絡が漁協からあっても離島という環境から現場に到着するまで、かなりの時間を要するため、状況確認が遅れがちです。

また、防除・清掃作業では、岩場での作業が多く非常に手間がかかる等の問題があります。まだまだ本質的に、本制度についての理解ができていない漁協もありますが、こちらの指導が行届いていない点もありますので反省しております。事務処理についても、日常業務の忙しい中で対応しており、漁協の立場も理解しながら、出来るだけ敏速に処理をいたしたいと思えます。

このところ、東京都下では油の被害が比較的減少しており、このまま油の発生がなくなれば良いに越したことはありませんが、いつ何どき発生し、漁場に被害を及ぼす恐れがある場合も多分にありますので、本制度が今後とも永続的に存続していくことが、必要不可欠と思えます。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

- | | |
|--------------------|------------------|
| 農林水産省関係 (社) 大日本水産会 | 運輸省関係 (社) 日本船主協会 |
| 通商産業省関係 石油連盟 | 日本内航海運組合総連合会 |
| 電気事業連合会 | (社) 日本旅客船協会 |
| (社) 日本鉄鋼連盟 | (財) 日本船舶振興会 |
| (社) 経済団体連合会 | |

発行月	1989年8月
発行所	財団法人 漁場油濁被害救済基金
住所	〒101 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル6階
電話	03-254-7033
ファックス	03-254-3978 [Ⓕ]

平成元年 8 月

各 位 殿

(財)漁場油濁被害救済基金

謹啓 時下益々ご健勝の趣、お慶び申し上げます。

当基金の業務運営につきましては、かねてより格別のご支援・ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、当基金発行の広報誌『油濁基金だより』(No41)をご送付いたします。この『油濁基金だより』につきましては、かねてよりその内容が事務的すぎて、これでは誰も読んでくれないのではないかとの声が聞かれ、編集会議なども聞き、有識者のご意見も聞いて、昨年 3 月発行の No37 号から装いや内容を一新し、すでに今回 5 回目の発刊をみることができました。

その後も、さらに内容の充実を図るべく、有識者の意見を聞いたりしてよりよい広報誌となるよう心掛けています。

水産関係以外の方々や、役所の方々からも奮って随想等のご投稿を頂ければ、この広報誌もより一層充実したものとなります。

以上のような次第でありますので、甚だお忙しいところ恐縮に存じますが、例えば下記のようなことでも結構です。お暇なおりにでも一筆ご投稿下されば幸いに存じます。

何卒よろしく願います。

記

- 1 表題…「私と水産」あるいは「私と魚」(例；子供時代の思い出、魚グルメ、魚獲り、釣り趣味、漁村紀行、漁村部落とのかかわり、その他なんでも)
- 2 原稿の長さ…自由(1回分掲載400字詰3枚位、これ以上でも勿論結構です。)
- 3 原稿締切日(希望)…11月(10月末)なお、当広報誌は年3回(7月、11月、3月)発刊しており、今後ともご投稿をお願い申し上げます。
- 4 お礼…充分とはいえませんが、原稿料をお支払いさせていただきます。